文 主

本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

#### 事 実

「原判決を取り消す。被控訴人らの申請を却下する。申請費用は 二審とも被控訴人らの負担とする。」旨の判決を求め、被控訴人ら代理人ら は、控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の主張及び疏明関係は、次に付加するほか、原判決事実摘示のとおりで あるから、これを引用する。

# 被控訴人らの主張

不当労働行為に関する主張の補正 (-)

、控訴人が、懲戒解雇事由として挙げる職場離脱とは、被控訴人Aについては別表 (一)、被控訴人Bについては別表(二)の各実施年月日欄記載の日における同時 間欄記載の時間のそれを指すが、そのうち被控訴人Bにかかる昭和五〇年一月二〇 二日の職場離脱を除いては、すべて支部(総評全国金属労働組合神奈川地 方本部東京流機支部)委員会の決定に従つて指名ストライキに参加したものであ る。右各ストライキは、前記各別表のストライキ権欄記載の日に同欄記載の目的を もつて確立され、通告年月日欄記載の日に控訴人に通告されたストライキ権に基づ いてなされたものであり、なんら違法ではない。また、控訴人らと同様ストライキに参加した者が、別表 (三) のとおり他にもあるのに、被控訴人両名のみが懲戒解 雇されるのは明らかに被控訴人両名を他と差別して不利益に待遇したものである。 被控訴人Bの昭和五〇年一月二〇日及び二二日の職場離脱は、控訴人が同月一八日 二日の職場離脱は、控訴人が同月一八日 突然第一次合理化案を提示したことに対応するため、上部機関である神奈川地方本 部の指導を仰ぐ必要上、二〇日の場合には控訴会社C課長の承諾を得、二二日の場 合には控訴会社に電話して承諾を得たうえでしたものであるから、なんら責められるべきものではない。他方、控訴人は、昭和四九年七月ころ以来支部において同様のストライキが実施されてきたのに、昭和五一年二月二七日までは右ストライキを違法であると警告を発したことはなく、したがつて右ストライキをなんら違法視していたかった。 ていなかつたこと、控訴人は昭和四九年暮に経営危機に陥り、昭和五〇年一月に第 ー次合理化案を支部に提示して以来、組合担当の役員及び顧問を外部から導入し、 団体交渉をいたずらに拒否したり、組合のビラ、立看板を一方的に撤去したり、組 合活動家の食堂等会社施設利用を制限したりして、組合対策を著しく強化したこ と、前記のように控訴人が違法ストの警告を発した昭和五一年二月二七日は、支部 が控訴人の団体交渉拒否等につき神奈川県地方労働委員会に救済命令の申立をした 同年同月一二日から間もない時期であり、また、被控訴人らが解雇された同年五月 二六日は、右救済命令申立事件について右委員会が審問を終了し、救済命令が発せ られる直前であつたことに照らすと、控訴人は被控訴人らの正当にして活発な組合 活動を嫌忌し、同人らを排除して組合に打撃を与える目的で、被控訴人らに対して 懲戒解雇を通告したものであつて、これが不当労働行為にあたることは明らかであ る。 (こ)

# 解雇権濫用の主張の補正

被控訴人による指名ストは、控訴人らの正常な業務の運営を阻害する程のもので はなく、また、控訴人もみずから右事実を認めているのにもかかわらず、右指名ス トを理由として被控訴人らを極刑ともいうべき懲戒解雇に処したことは、解雇権の 濫用にあたるというべきである。

### 請求原因の追加 $(\Xi)$

(懲戒解雇手続の就業規則違反)

控訴会社では、昭和三四年四月一日から施行された就業規則が改訂されて、昭和 五〇年一〇月一日から施行されたが、従前の就業規則には、懲戒事由として第五〇 条に一四の事項が列挙され、第五二条には、「会社は……懲戒に処する必要あり と認めた場合、従業員代表との間に諮問機関を設け、当該機関を通じて決定す る。」旨規定されていたのに、改訂された就業規則は、第八八条に二七の懲戒解雇 事由が列挙され、右諮問機関についての定めが消滅している。ところで、被控訴人 Bの懲戒事由とされている指名ストライキ参加三六回のうち二八回、被控訴人Aに ついても一九回のうち三回が、従前の就業規則施行中のものであるから、控訴人が これらを理由に被控訴人らを懲戒解雇するには、従前の就業規則第五二条所定の諮問機関を設け、当該機関を通じて懲戒の決定をすべきである。けだし、従前の就業規則第五二条は、懲戒解雇という最も重大な労働条件にかかわるものであつて、労働条件の基準を定めたものであり、使用者たる控訴人の一方的な改訂によつて、被控訴人らの既得の権利を奪うことは許されないからである。仮に右のようにいえないとしても、法律不遡及の原則の精神からいつても、労使関係における信義則からいつても、従前の就業規則施行中の行為についてはその規則を適用すべきである。ところが、控訴人は右諮問機関を通ずることなく、被控訴人らに対して懲戒解雇の通告をしたのであるから、本件懲戒解雇は無効である。

(四) 違法ストライキの主張に対する答弁

被控訴人らが行つた指名ストライキを違法とする控訴人の主張を争う。

## ニ 控訴人の主張

(一) 不当労働行為の主張に対する答弁

控訴人の被控訴人らに対する懲戒解雇の事由が、被控訴人ら主張の職場離脱であり、右職場離脱の理由とするところも被控訴人ら主張のとおりであることを認めるが、被控訴人Bが控訴人側の承諾を得たとする点は否認し、職場離脱が正当な組合活動であるとの主張は争う。被控訴人ら主張のストライキが違法であることは、次に主張するとおりである。

(二) ストライキの違法性

被控訴人らが職場離脱の理由とした指名ストライキは、以下に述べるとおり違法であり、ひいて被控訴人らがストライキの名目で職場を離脱し、又は他の者を離脱させたことは、正当の争議行為ではなく、就業規則所定の懲戒事由に該当する。したがつて、控訴人の本件懲戒解雇は適法有効である。

的を欠くものであつた。このことは、右各ストライキの通告書に記載されたストライキの目的が組合用務となつているもの一三回、不当労働行為撤回要求抗議となつているもの四回のほかに、目的不明のものが一九回もあることからみても、またストライキ参加者が、被控訴人B単独の場合一九回、同被控訴人ほか一名の場合、回、同二名の場合二回、同三名ないし一一名の場合九回であり、職場離脱中、ストライキと関係のない組合用務に従事していたことからみても、明らかである。

なお、被控訴人Bの昭和五〇年一月二〇日及び二二日の職場離脱は、被控訴人らによれば、組合用務のためというのであるから、それが職場離脱を正当化するものでないことは論をまたない。

控訴人としては、被控訴人らによる一連の指名ストについて疑問を抱きながらも、労働法関係の知識に乏しかつたこと、労使関係がそれほど紛糾していたわけでもなかつたことから、特に問題としないままに経過し、会社経営が危機に直面し、一時帰休希望退職者募集などの打開策が打出されるのに対抗して、組合側のビラ貼り、集会、指名スト等が頻繁に行なわれるに及んで、識者の意見を聞き、はじめて右指名ストが違法であることを知つたものであつて、右指名ストに対する警告、本件懲戒解雇の時期が被控訴人ら主張の救済命令申立事件の審理の時期と重なつたことは、全く偶然のことにすぎない。

(三) 就業規則違反の主張に対する答弁

控訴会社の就業規則が被控訴人ら主張のとおり改訂施行されたこと、改訂前後の 懲戒解雇に関する定めが、被控訴人ら主張のとおりであることは認めるが、その余 の主張については争う。

三 疏明関係(省略)

### 理 由

二 被控訴人らは、控訴人が被控訴人らに対してした本件解雇の意思表示が、本件協定に基づく事前協議を経ていないから、右協定違反として、手続的に無効であると主張するので、この点について判断する。

いずれも成立につき争いのない疏甲第一五三号証、疏乙第四三ないし五三、五五

ないし五七、六一号証、被控訴人B本人尋問の結果(原審及び当審)により真正に 成立したと認める疏甲第五一号証、原審における控訴会社代表者本人尋問の結果及び当審証人Dの証言により真正に成立したと認める疏乙第四二号証、第五八ないし 六〇号証、右各証言及び尋問の結果並びに弁論の全趣旨を総合すると、控訴人は、 昭和四八年暮ころからいわゆる石油ショツクに伴つて経営状態が悪化し、その後も 主力製品であるクローラードリルの販売数が減少して在庫数が適正な範囲を越え、 やがては毎月の資金繰りにも事欠くほど深刻な経営危機に陥つたこと、控訴人は、 その建て直しを図り、昭和五〇年一月中旬減産を目的とする従業員の一時帰休や、管理職の賃金減額などを中心とする合理化計画を樹て、同月一八日支部に対して協力を求めると共に、同月二一日には一時帰休者の氏名及びその帰休期間と帰休割合 とを通告したこと、そこで支部は同日直ちに控訴人に対し、「会社が会社の責任に おいてなす従業員の解雇、希望退職、配転、出向、帰休、工場閉鎖、会社解散(更 生法、商法、整理、破産を含む)等、労働条件の変更を伴う行為をなす場合は、事前に組合と協議し、組合の同意を得なければならない。」との協定案を提示してその締結を要求したこと、控訴人と支部との間で右協定案をめぐつて同年一月下旬から二月中旬にわたり数回の団体交渉が開かれたが、控訴人は、組合との事前の協議 ならば格別、組合の同意を求める提案は到底受け容れられないとし、また、その対 象は「従業員」ではなく「組合員」に限定されるべきであるとして、この点におけ る支部の主張と対立し、交渉は難航したこと、しかし控訴人の経営危機は深刻で 製品在庫数の過剰のため従業員の就労を一時停止して減産しなければならない程緊 追した様相を呈したことから、支部としてもとりあず控訴人の言い分に妥協して協 定を成立させることとし、同年二月二八日控訴人に対してその意向を通知した結 果、控訴人の意向に沿つて修正された本件協定が成立したこと(なおその調印は三 月一日にされた。)、以上の諸事実を一応認めることができる。

右認定事実によれば、本件協定は控訴人の経営危機を理由とする従業員の一時帰 休など合理化の実施を目前に控えて、組合員の地位に危惧の念を抱いた支部の要請 により交渉の末、締結されたものであつて、支部も控訴人も、その適用対象として は、多数の従業員を包摂する、いわゆる合理化の実施の場合を想定したものであることは極めて明白である。そのうえ、協定文には「会社がその責任に於て行う組合員の配転、出向、帰休、希望退職、退職勧告解雇及び工場閉鎖、会社解散等労働条件の変更をする場合」とあり、そこには、会社以外の者の責に帰すべき事由に基づ いてなされるものは含まれていない(希望退職というのは、会社の要請に応じて任 意退職することの意であり、退職者の募集と読み替えても差し支えない。)から、 右に掲げられた解雇も控訴人の責に帰すべき事情に基づいてなす解雇等の趣旨に解 するほかはない。右に指摘した本件協定締結の際の当事者の意識及び本件協定文言 の客観的意義のほか、前認定の本件協定成立の事情に鑑みれば、右協定は合理化実 施の場合のみに限定すべきではないとしても、控訴人側の事情で組合員に身分上の変更又は労働条件の変更を伴う人事的措置を行う際に適用されるべきものであつて、個々の従業員の就業規則所定懲戒事由に該当する有責行為に基づいて懲戒処分 をする場合には、その適用がないと解するのが相当である。被控訴人らは、協定中 に挙示された解雇には懲戒解雇をも含むと主張するけれども、右主張は、前認定の本件協定成立の経緯にそわないし(当審における被控訴人B本人尋問の結果中には、協定の交渉中、懲戒処分のことは念頭になかつた旨の供述もある。)、また、成立に争いのない疏甲第一五〇号証によれば、その当時の控訴人の就業規則には懲戒を持ちて、 戒の種類として懲戒解雇のほか、格下げ、出勤停止、昇給停止、減給、譴責が定め られていたことが一応認められるのに、懲戒解雇のみが通常解雇と共に「解雇」と して協定中に採り入れられ、他の懲戒については協定に採り入れなかつたとするに は納得し難いものがある。原審及び当審における被控訴人B本人尋問の結果中、前 記被控訴人らの主張にそうような供述部分は右説示に照して採用することができな

そうとすれば、控訴人が被控訴人らに対する懲戒解雇の意思表示をするに先立つて、これにつき支部との協議を経なかつたからといつて、右意思表示を無効としなければならない筋合はないというべきである。この点の被控訴人らの主張は理由がなく採用することができない。

三 次に、控訴人が本件懲戒解雇の事由とする被控訴人らの職場離脱とは、被控訴人Aについては別表(一)、被控訴人Bについては別表(二)、の各実施年月日欄記載の日に、同時間欄記載の時間、支部の行なつた指名時限ストライキに参加したことによる(但し、被控訴人Bの昭和五〇年一月二〇日及び二二日については組合

用務のための)職場離脱を指すことは、当事者間に争いがない。

1ないし4の四回にわたる職場離脱について 控訴人は、昭和四九年一一月一日、支部から同年度の年末一時金(賞与)の支給 等に関する要求の申入を受けたが、折柄の経営危機のため、支給の目途が立たないことを理由に、団体交渉に応じないので、支部は強い不満抱き、同月一一日右要求実現を目的とするストライキ権の確立(同盟罷業をすべきことの決定とその具体的 実行についての執行委員会への委任)をしたうえ、同日控訴人と交渉をしたが、具 体的回答が得られなかつた(なお、ストライキ権の確立については、同月一四日付 書面によって控訴人に通告された。)。その後同月二二日までの四回にわたる団体 交渉においても、控訴人が回答を留保したため、支部では同月二六日午後一時から 三〇分間、翌二七日の団体交渉を控えての組合員全員による時限ストライキを実行 二七日の団体交渉で控訴人から示された年末一時金の金額が低額であつたた め、更に同月二九日午後一時以降四時三〇分までの組合員全員による時限ストライキを行ない、また同年一二月三日以降無期限の午前八時三〇分から一〇分間の時限 ストライキに入つた。そして、ようやく同月一七日に至つて交渉が妥結し協定書の 調印に至つた。その間にあつて、支部は控訴人に対し、昭和四九年一一月二〇日付 をもつて、被控訴人Bを含めた四名の者が同月一八日午後一時から一時三〇分まで をもって、被性訴人とを自めた自名の名が同方。ハロー後、時から、時二〇万よでストライキを行なつた旨事後通告し、また同月二六日付通告書をもつて、同被控訴人を含めて八名の者が同日午後一時三〇分から二時まで組合用務のためストライキを行なう旨、同年一二月三日付通告書をもつて、同被控訴人口名が同日子後一時か ら四時三〇分まで組合用務のためストライキを行なう旨、同月一〇日付通告書をも つて、同被控訴人一名が同日午後一時から四時三〇分まで指名ストライキを行なう 旨を通告し、いずれもそのとおりの指名ストライキを実施した。しかして、被控訴 人Bの右四回にわたるストライキ参加による職場離脱は、いずれも支部執行委員会

の指名に従ったものである。 (二) 被控訴人Bの昭和五〇年一月二〇日及び二二日の別表(二)5及び6の二 回の職場離脱について

被控訴人Bは昭和五〇年一月二〇日午前九時三〇分から午後四時三〇分まで及び同年同月二二日午後一時から一時三〇分までの二回にわたり職場離脱をしたが、そのうち前者については、支部から控訴人宛に、同被控訴人とEを組合用務のため外出させることを通知する旨の同日付通知書が、また、後者については、支部から控訴人宛に、同被控訴人を含む八名の者をして右日時に会議を行なわせる旨の同日付通知書が、それぞれ届けられ、控訴会社C課長がこれを異議なく受領した。被控訴

人Bとしては、それに先立つ同月一八日、控訴人から支部に対し合理化案が提示され、その当時支部執行委員長として右合理化案に対処する策を講ずるのに奔走していたため、前示のとおり職場を離脱したものである。

(三) 被控訴人Bの昭和五〇年一月二七日から同年一二月八日までの別表(二) 7ないし29の二三回にわたる職場離脱、及び被控訴人Aの同年九月一一日から同五一年二月二三日までの別表(一) 1ないし12の一二回にわたる職場離脱について

前示のように、昭和四八年暮ころから経営危機に陥つた控訴人は、その建て直しのため従業員の一時帰休を実施することとして、昭和五〇年一月二一日支部に対 し、一時帰休者の氏名とその実施期間、及び帰休割合を示して、その実施を通告し たが、更に、同月二五日には、合理化の一環として従業員の配置転換をするため、 対象者に対し辞令書の交付を行なつた。一方、支部は、同月二一日控訴人から合理 化実施の通知を受けるや、翌二二日控訴人との間で、合理化計画の実施に当つては 支部の同意を要する旨の協定を求めて団体交渉をしたのを始めとして、上部機関で ある神奈川地方本部の指導により、合理化反対、権利擁護のためのストライキ権の 確立を図り、同月二五日支部大会を開催して、ストライキを行なう旨及びその具体 的時期、方法を執行委員会に委ねる旨の決議をし、即日ストライキ権の確立について控訴人に通告したほか、同月二七日控訴人に対し、控訴人側がすでに同年二月一 日に行なうことを予定していた配置転換発令及び一時帰休実施通告の各撤回を申し 入れると共に、同日、引続いて団体交渉が行なわれた。控訴人は、合理化計画実施 について支部の要求する同意約款の締結については拒否しつつも、先に通告した一時帰休を含む合理化計画の実施を一時中止することとし、同月二九日その旨を支部に通知した。その後も、控訴人と支部との間に団体交渉が重ねられ、同年二月二八日前元のとおり事前協議についての合意(本件協定)が成立し、翌三月一日協会 への調印が行われた。控訴人は、右協定が成立したので、一時中止していた合理化 計画を実施に移すこととし、希望退職者の募集、課長職以上の賃金削減、従業員の 昇給停止等、実施要領を記載した同月四日付の書面を従業員に配布してその告知を つた。そして、控訴人が従業員個々に接して退職希望の有無又は配転に応ずる意思 の有無を直接確かめていることについては、事前協議協定に反するとして強く反発 し、それに抗議する意味で同月一八日午後一時から二時まで全組合員による時限ス トライキを決行した。控訴人は、右同日開かれた団体交渉において、経営危機を楯に、賃上要求に応じかねる旨を回答し、従業員各個の意思確認行為に対する支部の 抗議に対しては、本人の意思確認後、発令前に支部と協議すれば足り、協定違反で はないとの見解を示し、支部との間で鋭く意見が対立した。このように、賃金引上についても、また合理化策の進め方についても、労使間に妥協点を見出すことができないまま、団体交渉が繰り返されているうちに、同年四月一四日、控訴人から支 部に対し、更に合理化策として、同月二四日以降約二か月にわたり、一週間に三日の帰休日を設定して実施することが通告された。支部は、事前になんら協議をすることなく、右通告をしてきた控訴人に強い不満を抱き、その実現に強硬に反対したため、右一時帰休は同年五月一日以降に延期された。このような経過を辿りつつ、 なおも支部の要求による団体交渉が繰り返されて、ようやく昭和五〇年一〇月六日 に至り、賃金引上交渉が妥結し、協定書の調印を終えた。しかし、附帯交渉事項と して、昭和四九年度冬季一時金要求のとき以来懸案となつていた就労時間短縮(週休二日制)については、又もや継続審議となった。そこで支部は、右問題に、合理化問題をも含めた事項について闘争を継続することとし、引続き団体交渉を申し入れ(なお、同年九月に支部役員の改選があったので、支部は同年一〇月一四日書面をもつて控訴人に対し、先に確立されたストライキ権の行使を続行する旨を通告した。 た。)、同月二〇日控訴人と交渉したが、その席で、控訴人から時間短縮問題については、委員会を設置して審議決定をすることが提案された。これについて支部は 反対し、団体交渉の場で検討すべきことを主張し、その後も団体交渉を申し入れ、 交渉の場は設定されたものの、右意見の対立で空転するのみであつた。

ところで、支部は、同年一〇月三〇日控訴人に対し、同年度の年末一時金(賞与)支給について申し入れると共に、これについてのストライキ権の確立を通告

キに参加し、職場を離脱したものである。 (四) 被控訴人Bの昭和五一年三月二三日から同年五月八日までの別表(二)3 0ないし36の七回、及び被控訴人Aの昭和五一年四月二〇日から同年五月二一日までの別表(一)13ないし19の各職場離脱について

支部は、控訴人が提案した隔週五日制の強行を阻止するため控訴人に対し、時間短縮問題について団体交渉に応ずることを求めて、前示のとおり地方労働委員会を救済申立をしたほか、その実現を目指して昭和五一年三月一九日ストライキを確立し、同月二二日控訴人に通告したうえ、同日開かれた昭和五一年度春季賃息のための団体交渉において、賃上要求の申入に合せて時間短縮問題につき独自のに表を提示したところ、控訴人は同月三一日付書面で右提案を拒否する旨回答は、支部は、折り返し同年四月七日付書面をもつて、先の提案を撤回する旨と新に団体交渉を求める旨を申し入れたけれども、控訴人はなんら応答せず、またに団体交渉を求める旨を申し入れたけれども、控訴人はなんら応答せず、またに団体交渉を求める旨を申し入れたけれども、控訴人はなんら応答する旨とを通に団体交渉を求める旨を申し入れたけれども、控訴人の日に回答することを通知により、予告日における回答が不能であることを通知にある。支部は、その要求に対する控訴人の対応の仕方に不満を抱き、同月一三

日昭和五一年度春季賃上要求に関してストライキ権を確立し、即日控訴人に通告したところ、翌一四日の団体交渉で賃上要求に対する回答があった。しかし、支部の承諾するところとならず、その後も引続き団体交渉が開かれ、賃上問題に合いて討議され、五月一九日の交渉を経て賃上問題について討議され、五月一九日の交渉を経て賃上問題については選にしたものの、時間短縮問題は依然両者の対立が続いた。このような状況のもとで五月四日までの間において、別表(一)13ないし19、別表(二)35、別表(一)16と同(二)34、別表(一)17と同(二)35、別表(一)25の別表(一)16と同(二)34、別表(一)17と同(二)35、別表(一)た書面れで、その被指名者は、別表(一)17(別表(二)35と同じ)の場合が被控訴人の場合が被控訴人の場合が被控訴人の場合が被控訴人の場合が被控訴人の場合が被控訴人のよる、別表(二)31、32がいずれも近ちの場合が被控訴人のより、30、33の場合が被控訴人Bほか一名、別表(二)31、32がいずれも15の場合が被控訴人Aのみである。被控訴人Aほか二名、別表(二)14、19の場合が被控訴人Aほか二名、別表(二)15の場合が被控訴人Aによびき、各ストライキに参加し、職場を離脱したものである。

(五) 支部の活動に対する控訴人の対応について

控訴人は、土木建設機械の製造を目的とする株式会社であり、特にクローラードリルについては唯一の専門製造業者であつて、その本社事務所及び工場を東京都大田区に置いていたけれども、昭和四九年三月現在地に移転した。ところで、昭和四八年秋のいわゆる石油ショツクの影響を受けて、控訴人は製品のクローラードリルの販売数が減少し、昭和四九年一二月末には在庫数が平常時の約四倍にも達し、経営が危機に瀕して合理化を余儀なくされる事態に立ち至り、その合理化策をめぐつて支部との間に前記のような長期間にわたる紛争が続くことになつたのである。

東部は、昭和三八年五月二乙控訴人の従業員により東京流機制造学働組合の名称

支部は、昭和三八年五月ころ控訴人の従業員により東京流機製造労働組合の名称のもとに結成され、昭和四〇年三月二六日の組合臨時大会決議に基づいて、総評全国金属労働組合本部に加盟してその支部となり、その後、昭和四九年三月、控訴人の事務所、工場の移転に伴つて神奈川地方本部に移籍し、その支部となった。 支部と控訴人の労使関係は、支部の結成以来、これといった問題もなく経過して

来たが、控訴人が経営危機に直面し、合理化を推進する事態となつたことから、支 部も組合員の利益擁護を目的とした活発な運動を展開し、控訴人に対し種々要求す るようになつて、両者の利害の対立が顕著となり、控訴人は支部の行動に対して従 来とは異なり厳しい態度で臨むようになつた。そして控訴人は、すでに昭和四九年 度においてもいわゆる春季闘争のさなかにあつた同年五月一七日支部に対し、争議 中に会社建物に立ち入ることを禁止する旨及び会社建造物内外に貼り付けたビラを撤去するよう通告し、同年六月二二日には、正午の休憩時間におけるビラ貼り等の 組合活動が、疲労回復のための休憩制度の目的に反すると同時に、会社施設の管理 権の侵害、建造物損壊に当ることを理由に、その禁止を通告したほか、同様趣旨の 警告を数回繰り返し、従来大目に見ていた会社構内における組合活動を規制するよ うになつた。昭和五〇年一月八日控訴人から支部への合理化実施申入があり、つい で同月二一日前述したとおり、一時帰休が発表され、かつ、いわゆる春季闘争期に 入つたのに伴い、支部の活動が活発になつた同年三月、控訴人は労務担当常務取締役にFを就任させ、労務担当顧問としてGを採用して、同人らに支部との交渉その他組合に関する事項を専管させた。そのころから控訴人は支部に対し、前年の春闘 時期におけるよりも強硬な態度で会社建造物に貼付したビラ、会社構内に設置した 立看板、会社構内に掲揚した赤旗の各撤去要求、会社施設の無断使用禁止、会社構 内におけるビラ配布及び時間内組合活動の禁止等の通告ないし警告を発し、これに違反したビラや立看板、赤旗などを撤去するなどし、これらに対して支部が抗議するという状態が、控訴人の被控訴人らに対する本件懲戒解雇の通告のなされた昭和 五一年五月二六日ころまでひんぱんに反覆継続した。右状況の中で、昭和五〇年七月八日控訴人は支部委員長被控訴人B、同副委員長E、同書記長Hの三名を、支部 が控訴人の拒否にも拘らず、会社の食堂で集会を開いたこと、会社構内に控訴人の 名誉を傷つけ、信用を損う事実無根の事柄を記載した立看板を掲示したことを理由 に、その責任者として譴責の懲戒処分に付したほか、会社構内でビラを配布した者 に対して、同年一〇月二五日 (二名)、一二月一五日 (七名)、昭和五一年一月二 一日 (五名)、二月七日 (二名)、三月九日 (二名)、四月七日 (二名)、同月八

日(二名)、同月一四日(四名)、同月一七日(一名)、同月二〇日(一名)、同月二二日(一名)、五月一一日(六名)、それぞれ就業規則に反するとして警告を 発した。支部の活動に対する控訴人の規制が厳しくなつたので、支部は、前示の時 間短縮問題にかかる団体交渉を控訴人が引延していることをも含めて、右活動規制 を不当労働行為として、前述のとおり同年二月一二日神奈川地方労働委員会に対し 不当労働行為救済申立をした。その後控訴人は支部に対し、前述したように昭和五 一年二月二〇日組合費の給与から天引することの中止を通告し、同月二七日になつ て前示した昭和五〇年七月二一日以降の「組合用務のため」を目的とする指名スト ライキについて、これまで格別異議を述べることがなかつたのに、これを違法である旨警告した。この警告に対し支部は、従来行つてきた指名時限ストライキが正当 な行為であるとの見解に立ち、その後も前示のとおり昭和五一年三月一九日確立し たストライキ権に基づき指名時限ストライキを続けた(但し、その通告書に「組合 用務のため」として通告したものはない。)ところ、前支部委員長の被控訴人Bと現支部委員長の被控訴人Aに対して本件懲戒解雇の通告がなされた。 四 右認定事実によれば、控訴人が違法ストライキと主張する各指名ストライキの 実施された時期には、控訴人と支部との間に懸案事項について団体交渉が行なわれ、これをめぐつて争議状態にあつたということはできるけれども、右各指名スト ライキのうち、控訴人が違法ストライキであるとの警告を発した昭和五一年二月二 フィキのうら、控訴人が遅ばストライキであるとの言音を発した昭和五一年二月二七日以前のそれは、支部にとつて争議を有利に展開させるため、控訴人の業務を阻害し、控訴人に圧力をかけることに直接の目的があつたのではなく、被指名者をしてストライキの名目で職場を離脱させ、支部の用務に従事させることを意図したものであることが推認される。けだし、右各ストライキの被指名者の数は、一名又は二、三名の場合が大部分であり、通告書に「組合用務のため」と記載したものが少なからずあり、前掲疏乙第六五号証の一、二及び当審における被控訴人ら各本人尋問の結果(被控訴人及については第一回)によれば、各種性名表のほとくだが表現の結果(被控訴人及については第一回)によれば、各種性名表のほとくだが表現の結果(被控訴人及については第一回)によれば、各種性名表のほとくだが表現の結果(被控訴人及び 問の結果(被控訴人Aについては第一回)によれば、各被指名者のほとんどが支部 役員であり、かつストライキ参加による職場離脱の間、他労組への支援要請、官公 署、法律事務所などの訪問等に従事したものであることが認められるなどの諸事実 からみて、右各ストライキは、被指名者が組合用務に従事するために職場を離脱する名目を作り出すことに、真の意図があつたと認めるのを相当とするからである。 当審における被控訴人B本人尋問の結果も右判断を裏付けるものということができ る。このようなストライキは、正当目的を具えたものとはいいがたく、むしろスト

次に、前示警告後に実行された別表(一) 13ないし19、同(二)30ないし36の指名時限ストライキについてみるに、これらはいずれも昭和五一年三月一九日確立されたストライキ権に基づくものであり、その目的は、当時控訴人と支部との間において争議の対象となつていた労働時間短縮問題について控訴人が団体交渉に応ずることの要求を実現することにあつたこと前示のとおりである。もつとも前掲疏乙第六五号証の四、五によれば、支部は右ストライキ権確立以来同年五月まで

僅か二か月余の間に、別表(一)、(二)記載の一〇回を含めて合計二二回もの頻度をもつて指名時限ストライキを行なつたこと、その被指名者の数は一名又は二、三名の場合が多く、また被指名者はすべて組合役員であると共に、ストライキ参加 中は組合用務に従事したことが疏明され、これらの事実に、既に支部は労働時間短 縮問題についての団体交渉を求めて労働委員会に対し救済命令の申立をしていた前 示の事実をも合せ考えると、右各ストライキもそれ以前の場合と同様、その真の目 的は、支部役員がストライキに名を藉りて組合用務を行うため職場を離脱すること にあつたのではないかとの疑いがない訳ではない。しかしながら、その当時控訴人 は、その提案した第一、第三土曜日休日制を、支部の承諾が得られないまま、同年五月から実施に移すことを表明し、それを阻止するために支部が団体交渉を要求し ても応じないという態度を持し、その施行期限が刻々迫つていた時期にあつたこと 及び同年五月に入つてからも支部から控訴人に対して抗議が継続してなされていた ことに徴すると、そのころ実施した各指名時限ストライキを、正当目的を欠き又は ストライキ権の濫用であると断ずるにはいまだ疏明が足りないというほかなく、また前掲疏乙第六五号証の四、五によれば、右各ストライキの通告はその大部分がその当日になされていることが一応認められるが、従前のストライキについて被控訴人主張のとおり事前通告の慣行が存在したことについては疏明がなく、かれて大人主張のとおり事前通告の慣行が存在したことについては疏明がなく、かれて大人主張のとおり事前通告の関行が存在したことについては疏明がなく、かれて大人主張のとおり事前通告の関行が存在したことについては流明がなく、かれて大人主張のとおり事がある。 前のストライキ通告はその当日なされたものが多かつたこと前述したとおりである から、その通告方法をもつて右各ストライキを違法とすることはできない。そうす ると、昭和五一年三月一九日確立されたストライキ権に基づいて実行した各指名ストライキをもつて違法ストライキであるとする控訴人の主張は理由がないというべ である。

してみれば、別表(一)及び(二)記載の被控訴人らの職場離脱を理由としてなされた本件懲戒解雇は、懲戒権の範囲を逸脱したものというべきであり、前述のと おりの本件懲戒解雇がなされるにいたつた経緯、殊に前記違法ストの警告書の発せ られた時期が支部において神奈川県地方労働委員会に対して不当労働行為救済命令 の申立をした直後のことであつたこと及び本件懲戒解雇のなされた時期が右救済命 令申立事件についての右委員会の審問が終了して同委員会の命令が発せられる直前であつたこと(なお、成立に争いのない疏甲第一七号証によれば、同委員会は同年六月一八日控訴人に対して支部との団体交渉に応ずるべきこと、組合費の給料天引廃止の通知の撤回等を命ずる救済命令を発したことが一応認められる。)に照らせ ば、本件懲戒解雇は、控訴人が支部の組合活動の中心をなしていた被控訴人らを嫌 悪し、同人らを支部から排除して、もつて支部に打撃を与えることを意図してなさ れたものといわざるを得ない。それゆえ、本件懲戒解雇は不当労働行為にあたるか るということになり、したがつて、その余の判断をまつまでもなく、被控訴人らと控訴人との間には、雇傭関係が存続することに帰する。 五、次に、本件懲戒解雇通告当時における被控訴人らの賃金額及び本件仮処分申請の保全の必要性については、原判決理由の三、賃金債権と保全の必要性の説示(原本の保全の必要性の記録)

判決一八枚目裏二行目から一九枚目表初行までのとおりであるから、これを引用す

六 以上のとおり、被控訴人らの本件仮処分申請は理由があるからこれを認容する のが相当であり、これと結論を同じくする原判決は、結局において相当であるとい わなければならない。

よつて、本件控訴は理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担について 民訴法九五条、八九条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 森綱郎 新田圭一 真栄田哲)

(別表省略)